

令和4年6月24日

福祉部長寿応援課

福祉会館の指定管理者の選定手続きについて

古石場福祉会館及び亀戸福祉会館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区福祉会館条例」に基づき、令和5年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
古石場福祉会館	江東区古石場一丁目11番11号
亀戸福祉会館	江東区亀戸一丁目24番6号

2 現在の運営者・指定期間

施設の名称	運営者・現在の指定の期間
古石場福祉会館	江東区
亀戸福祉会館	株式会社マミー・インターナショナル 指定期間 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

4 選定方法

公募による選定とする。

5 今後の日程（予定）

日付	内容
令和4年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和4年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和5年3月	協定書の締結
令和5年4月	指定管理者による運営開始

6 児童館との一括選定

古石場福祉会館は古石場児童館を併設しており、異世代交流の活性化や一括管理によるスケールメリットを図るため、こども未来部と合同で専門部会を設け、同一の指定管理者を選定する。